

報告第15号

和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年9月1日

西脇市長 片山 象三

西脇市専決第4号

和解及び損害賠償の額の決定について

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和3年7月1日

西脇市長 片山象三

記

事故発生日時	令和2年12月4日 午前11時00分頃
事故発生場所	西脇市寺内北交差点東側
相手方	市内女性
原因・状況等	公用車で国道175号線を北上し寺内交差点を右折したところ、停車していた相手方車両に追突し、相手方車両が破損するとともに、相手方運転手が負傷した。
和解内容及び損害賠償の額	相手方への治療費、慰謝料等60,105円を賠償する。 その余の請求権の放棄